

習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針

1 趣旨

この指針は、審議会等附属機関（以下「審議会等」という。）の設置、委員の選考及び会議の公開等について必要な事項を定めることにより、審議会等の運営の透明性、及び公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

2 定義

この指針の対象となる審議会等とは、法律又は条例の定めるところにより審議会として設置されるもののほか、規則、要綱等に基づく附属機関に準じて設置される私的諮問機関等を含むものとする。

3 審議会等の設置

- (1) 審議会等の名称は、設置の目的に即し、審議会、協議会、調査会、審査会又は懇話会のいずれかとする。ただし、法令等に基づき設置する場合は、当該法令等で定める名称とする。
- (2) 審議会等が、ひとたび設置されると容易に廃止されない傾向を考慮し、既存の審議会等についても常にその必要性を再検討し、任務が終了しその目的を達成したのものについては、速やかに廃止等の措置を講じるものとする。
- (3) この指針の施行日以前に現存する審議会等については、名称、公募制等可能な限り改めていくものとする。

4 委員の構成・選考

- (1) 審議会等の委員は、専門的な知識、経験を有する者をはじめ、市民、公共団体、利害関係団体、関係行政機関の者及び市議会議員の中から、所掌事項の必要性に応じ選任するものとする。
 - ① 市民参加の機会を拡大するため、公募制が適当と認められる審議会等については、積極的に導入を図るものとする。ただし、特に専門性を要する審議会、特定の個人及び団体情報に関わる審議会等は、この限りでない。
 - ② 公募以外の委員については、団体から推薦を受ける等、公正かつ適正な方法で選任するものとする。
 - ③ 公募による委員の選任手続は別に定める。
- (2) 女性の意見を政策や方針に十分反映させるため、特別な理由がある場合を除き、女性委員の選任比率を30パーセント以上とするよう努めるものとする。
- (3) 審議会等の委員の任期は、原則として2年とする。ただし、法令等で定める場合は、この限りでない。

- (4) 一の審議会等の委員の任期は、連続して8年を超えないように努めるものとする。
- (5) 同一の委員が、同時に三を超える審議会等の委員を兼ねることのないよう配慮すること。ただし、法令等に職指定等があり、やむを得ない場合は、この限りでない。
- (6) 審議会等の新設に伴う委員の選任又は委員の改選若しくは補充にあたっては、総務部長と事前協議を行うものとする。

5 会議の公開

会議は原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、審議会等の長は事前に委員に諮り、当該会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- (1) 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 会議において、習志野市情報公開条例（平成9年条例第17号）（以下「情報公開条例」という。）第8条の規定に該当する情報に関し審議する場合において、会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがある等、会議の目的が達成されないと認められる場合
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

6 会議の公開の方法

- (1) 審議会等の会議の公開は、会場に一定の傍聴席を設け、傍聴希望者及び公募委員に応募し、公募委員とならなかった者で傍聴を希望する者（以下「特別傍聴人」という。）に傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。
- (3) 審議会等は、会議を公開するに当たっては当該会議に付する会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料のうち情報公開条例第8条の規定により非開示とすることができる情報が記載されているものを除く。
- (4) 傍聴の手続きについて必要な事項は別に定める。

7 会議開催の周知

- (1) 公開する会議（非公開の会議を除く）を開催するに当たっては、会議開催予定日の1週間以上前に、会議開催について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要性が生じたときは、この限りでない。
- (2) 公開する会議（非公開の会議を除く）の開催の公表は、市広報

への掲載又はホームページへの掲載のいずれかの方法により行うものとし、かつ、情報公開コーナーにおいて閲覧に供するものとする。

(3) 特別傍聴人には、公開する会議（非公開の会議を除く）の開催案内を文書で通知するものとする。

(4) 公開する会議（非公開の会議を除く）開催の公表事項は、会議名、議題、開催日時、開催場所、傍聴定員、傍聴手続の方法その他必要な事項とする。

8 概要及び会議結果等の公開

(1) 審議会等の会議経過及び結果の正確性を確保するため、事務の所管課は、必ず、会議録を作成するものとする。なお、会議録は要点筆記とする。

(2) 会議を公開した審議会等は会議の内容を原則として公開し、ホームページへの掲載及び情報公開コーナーにて情報の閲覧に供するものとする。

附 則

1 この指針は、平成17年5月10日から施行する。

2 習志野市附属機関設置基準（平成9年4月1日）は、廃止する。

附 則

1 この指針は、平成19年4月1日から施行する。